

## 佐賀県洋裁技能士会 会則

### (目的)

第1条 本会は、会員の育成と技能及び知識の向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本会は、佐賀県洋裁技能士会とする。

### (事務局)

第3条 本会は、事務局を佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙 627-12 のアトリエ節内に置く。

### (運営)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 会員相互間のコミュニケーションを図る連絡調整
- 2 技能検定受験者の受験手続き、教育、指導
- 3 佐賀県職業能力開発協会が催す技能フェスタ、若年技能者育成事業等への参加や協力
- 4 佐賀県技能士連合会が催す体験会等への参加や協力

### (会員)

第5条 本会の会員は、婦人服製造技能士資格を取得しているか目指している者とする。

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名

### (役員の任免)

第7条 役員は、総会において会員の中から選任し、また解任する。

### (役員の任期)

第8条 役員任期は3年とする。

### (役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

### (入会)

第10条 第5条に掲げる者が本会の会員となるには、書面により加入の申し込みをし、会長の承認を

受けなければならない。

(会費)

- 第 11 条 会員は、総会で定めるところにより年会費を納入しなければならない。徴収した会費は会員が退会した場合においても返還しない。  
年会費は 6,000 円とする。

(会議)

- 第 12 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。
- 2 会長は、毎事業年度中 1 回は通常総会を招集しなければならない。
  - 3 会長は、必要があると認めたときは役員の見解を聞いて臨時総会を招集することができる。
  - 4 総会の招集は、会員に対し会日の 7 日前までに主たる議題、日時及び場所をしめした書面（電子も可）をもって通知しなければならない。

(議長)

- 第 13 条 総会の議長は、会長とする。

(総会の議決事項)

- 第 14 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
- 1 会則の変更
  - 2 運営計画の変更
  - 3 役員を選任及び解任
  - 4 解散
  - 5 除名
  - 6 会費に関する事項
  - 7 その他会長が必要と認める事項

(総会の議事)

- 第 15 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。
- 2 総会の議事は、出席した会員の過半数で決する。
  - 3 書面をもって議決権を他の会員に委任した会員は、出席者とみなす。
  - 4 総会の議事については、議事録を作成し議長が署名するものとする。

(附則)

- この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。